【商品概要説明書】

バースデープラス定期

（平成２８年１０月１日現在適用中）

１．商 品 名	バースデープラス定期
２．販売対象	・当行で公的年金を受け取っている方および新たに当行をご指定していただいた方
３．期間・継続回数	・預入期間１年ものの自動継続式スーパー定期預金（利払式）とします。ただし、継続の回数は９回を限度とします。
４．預入方法	
(1) 預入方法	・当行の口座開設店窓口で預入ができます。
(2) 預入金額	・１００円以上１，０００万円以下（預入限度額・１人１，０００万円）
(3) 預入単位	・１円単位
５．払戻方法	・当行の口座開設店窓口で、満期日以後に元金と利息を払い戻します。
６．利　　息	
(1) 適用金利	・預入時の店頭表示（３００万円未満と３００万円以上の２段階で金額階層別金利を設定）利率に、０．１０%上乗せした利率を満期日まで適用します。（固定金利） ・自動継続時にも、店頭に表示するこの定期預金利率に、０．１０%上乗せした利率を適用します。ただし、金融情勢等によっては、上乗利率を変更、または本件の適用を中止する場合があります。この場合は、当行ホームページ等でお知らせします。
(2) 利払頻度	・満期日以後に一括して支払います。
(3) 計算方法	・付利単位を１円として、１年を３６５日とする日割計算とします。
(4) 税　　金	・平成２５年１月１日から平成４９年１２月３１日までの間の源泉徴収税率は、２０．３１５%（国税１５．３１５%、地方税５%）となります。 ・法令に定められた条件を満たす個人の場合は、申告等の所定の手続を行うことによりマル優（非課税）の取扱いを受けることができます。
７．手 数 料	——
８．付加できる特約事項	・金額１万円以上のものは、総合口座の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に年０．５０%を上乗せした利率）
９．預金保険の適用	・適用されます。（保護対象預金等の合算で、１人当り元本１，０００万円までとその利息等が保護されます。）
10．元本欠損リスクと要因	——

11. 権利行使上の制限 ・中途解約の制限	・やむを得ず満期日前に解約する場合は、下表１３．の中途解約利率を適用します。
12. 想定されるリスク	――
13. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨）により計算した利息とともに払い戻します。 ただし、計算した利率が普預利率を下回るときは普預利率とします。 ・預入期間が６ヵ月未満の場合……解約日における普通預金利率 ・預入期間が６ヵ月以上１年未満の場合……約定利率×５０％
14. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・取扱期間中であっても、金融情勢等によっては新規申込の受付を中止する場合があります。
15. 預金取引に関わるご相談・苦情窓口	・預金取引に関するご相談・苦情等については下記の窓口でお受けします。 ・静岡中央銀行 【ご連絡先】お客様相談窓口 【電話番号】0120-700-858 【受付時間】午前９時～午後５時（祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日） 【Ｅメール】info@shizuokachuo - bank.co.ip ・一般社団法人全国銀行協会（指定紛争解決機関） 【ご連絡先】全国銀行協会相談室 【電話番号】0570-017109（一般電話から）または03-5252-3772（携帯電話・ＰＨＳから） 【受付時間】午前９時～午後５時（祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日）